

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	武智 教男
登録番号又は法人番号	8 5 3 9 4 4 8 1
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所所在地	愛媛県松山市鷹子町 833
処分年月日	令和 2 年 8 月 28 日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	上記会員は、会費の納入について再三の催告、督促にもかかわらず、愛媛県行政書士会会則第 10 条第 2 項の会費を 24 カ月以上滞納し続けている。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第13条（会則の遵守義務） 愛媛県行政書士会会則第17条(会員の処分) 愛媛県行政書士会会則第19条(個人会員の処分の種類) 愛媛県行政書士会会則第48条の 4 第 1 項(法令、会則の遵守等)